

平成19年 2 月

総務委員会会議録

平成19年 3 月 9 日（金曜日）

午前10時00分から

午後 2 時15分まで

市役所 第 3 会議室

出席委員（6名）

委員長	高 間 信 雄 君	副委員長	水 野 正 光 君
	宮 島 一 君		山 本 誠 君
	小 池 昭 夫 君		大 脇 伸 孔 君

欠席委員（なし）

職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局 長 長谷川 勲 君

説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	山 澄 俊 明 君	総務部長	服 部 良 弘 君
消 防 長	松 田 一 雄 君	秘書広報課長	宮 島 敏 明 君
企画調整課長	酒 井 美 彦 君	総務課長	大 鹿 俊 雄 君
総務課主幹	可 児 惺 君	税務課長	舟 橋 始 君
税務課主幹	丹 羽 忠 明 君	収納課長	和 嶋 博 從 君
収納課主幹	掛 布 光 枝 君	情報管理課長	北 折 光 治 君
消防庶務課長	河 村 光 雄 君	消防署長	日 比 野 一 博 君
消防防災課長	小 川 政 男 君	消防署主幹	渡 邊 達 郎 君
会 計 課 長	岩 田 敏 己 君	監査事務局長	野 木 森 鉦 二 君

付託議案

- 第 1 号議案 犬山市副市長の定数を定める条例の制定について
- 第 3 号議案 犬山市表彰条例の全部改正について
- 第 4 号議案 犬山市監査委員に関する条例の一部改正について
- 第 5 号議案 犬山市部設置条例の一部改正について
- 第 6 号議案 犬山市役所出張所条例等の一部改正について
- 第 7 号議案 犬山市職員定数条例の一部改正について

- 第8号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 第9号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について
 第10号議案 犬山市税条例の一部改正について
 第15号議案 犬山市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について
 第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算

第1条の第1表 歳入歳出予算中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費、17目新しいまちづくり事業費及び3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費を除く）

8款 消防費

11款 公債費

12款 諸支出金

13款 予備費

第2条の第2表 地方債

第3条 一時借入金

第4条 預金債権と地方債債務の相殺

第5条 歳出予算の流用

第24号議案 平成19年度犬山市土地取得特別会計予算

第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第5号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 2款 総務費（1項総務管理費のうち13目交通防犯対策費を除く）

8款 消防費

第2条の第2表 継続費補正

第3条の第3表 繰越明許費補正中

2款 総務費（介護保険システム改修事業）

第4条の第4表 地方債補正

午前10時00分 開議

高間委員長 それでは総務委員会を開催させていただきます。ただいまの出席委員は6名全員でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第1号議案 犬山市副市長の定数を定める条例の制定について、第3号議案 犬山市表彰条例の全部改正について、第4号議案 犬山市監査委員に関する条例の一部改正について、第5号議案 犬山市部設置条例の一部改正について、第6号議案 犬山市役所出張所条例等の一部改正について、

第7号議案 犬山市職員定数条例の一部改正について、第8号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、第9号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について、第10号議案 犬山市税条例の一部改正について、第15号議案 犬山市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について、第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算、第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費、17目新しいまちづくり事業費及び3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費を除く）、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2条の第2表 地方債、第3条 一時借入金、第4条 預金債権と地方債債務の相殺、第5条 歳出予算の流用、第24号議案 平成19年度犬山市土地取得特別会計予算、第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第5号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち13目交通防犯対策費を除く）、8款消防費、第2条の第2表 継続費補正、第3条の第3表 繰越明許費補正中、2款総務費（介護保険システム改修事業）、第4条の第4表 地方債補正、以上であります。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の説明、その後、質疑を行います。

最初に、第1号議案を議題とします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長 （第1号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

順次、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第1号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第3号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長（第3号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

小池委員。

小池委員 ちょっとお尋ねしておきます。

この表彰該当する者というのは、例えば一般表彰、地方自治の伸展に貢献したものである、大体何年ぐらいをめどかということ、わかる範囲でお示しいただきたいと思います。

以上です。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 一般表彰の地方自治の伸展に貢献したものの該当者の年数ですが、これは規則の方で年数を定めてまいりますが、例を挙げて申し上げますと、市長で4年、市議会議員の方で8年、副市長、教育長で8年、あと選挙管理委員会とか、農業委員会とか、行政委員会の委員さんにつきましては10年、職員につきましては20年、町会長につきましては10年、このように考えております。

高間委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第3号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第4号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

野木森監査事務局長。

野木森監査事務局長（第4号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第4号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第5号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第5号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

水野委員。

水野委員 今回、条例では部の変更ということですが、課の変更についての見直しは、条例で定める必要がないのか、そういったことも含めて検討されるべきだというふうに思いますが、その辺はどのように論議されたか。

高間委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 法規定では、市長の直近下位のものを条例で制定するとなっておりますので、部に関しましては、条例制定だということをまず申し上げておきます。

課につきまして考えておりますのは、現行の企画調整課、これは名称変更させていただき、改革色を強めると、こういう意味合いから企画政策課に名称変更をさせていただきたいと、考えております。

それから、都市整備部の中に庁舎建設課が現在ありますけれども、まずはスタートが切れたという視点から、建設課の中に、庁舎建設課を包含させていただきたいと、考えております。

それから、市長部局とは離れるわけでございますけれども、生涯学習部の中に、現行は図書館ということで課長が配置してあります。けれども、少人数課を統合するという意味合いから、図書館と文化財課を生涯学習課に統合をさせていただくというものと、現行、自治法の改正によりまして、収入役の下が会計課になっておりますけれども、収入役が一般職の会計管理者になることに伴いまして、出納室という名称にさせていただいて、その下に会計課を配置する、このように考えております。これにつきましては、規則制定させていただく予定であります。

以上です。

高間委員長 水野委員。

水野委員 一般質問で少し指摘させていただいたんですが、一つは、総務課で防災を管理すべきだということ、それから交通防犯がずっと環境部にあるわけですがけれども、普通、企画部門とか、総務部門が多いのではないかと。総務といった部署がふさわしいのではないかとずっと思っていましたけれど、その辺は論議されたことがあるか、お伺いしたいと思います。

高間委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 そのプロセスに関しましては、事務改善委員会の中でも了解をいただいております。まず庁内の各部を代表する職員が、現状の課題を持ち寄りまして、より効率的な視点から、住民のニーズを反映できるような組織形態にできるよう4回ほど事務改善委員会を開催しました。その議論を集約して、こういう形に至っております。これを提言させていただき、それを踏まえて、為政者の判断にということでご提案させていただいております。

課のことに关しましては、まず視点といたしまして、本会議の中でもありましたように、団塊の世代が退職してまいります。したがって、なるべくスケールメリットを生かして、効率的に業務執行ができるように、少数課を統合したということでもあります。

今ご質問の防災課云々ということに関しましては、今後議論をさせていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第5号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第6号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長（第6号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第6号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第7号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長（第7号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

水野委員。

水野委員 今回は地方自治法とか、副市長の関係でということですが、実際の職員の定数を変えるというのは具体的にどういう趣旨なのか、どういう意味合いでこの条例を出されたか。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 定数は、過去実は平成5年に全体の数が660人に改正をされております。そのまま平成13年まで、逐次、部局の定数の改正を行ってきております。現在の改正前の条例では、660人そのままとなっております。これは新旧対照表をごらんいただければわかると思います。実際の、平成18年4月1日現在の職員数は555名であります。105人の解離がございまして、社会情勢的にも、ただいま平成18年7月に骨太の方針2006というもので、職員定数をこれから5年間で5.7%削減しなさいと、このような要請も来ております。また過去、行革等も行い、職員定数を減らし、実際の職員の数を減らしてきております。こういったところも呼応しまして、やはり条例の定数は改正していくべきと、このような考えで改正をさせていただくものでございます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 第4次の定員適正化計画ということでございますけれども、ただ、実際、いろいろな問題が出てきたとき、例えば今、団塊の世代の方が大量に、特に幹部の方、ことしは都市整備部の部長、課長がほとんど退職される。来年は民生部の部長、課長がほとんどやめられるという状況の中、定数を減らすと、いわゆる退職された方がそのまま補充されない、なかなか幹部もいなくなる、その下の職員もいなくなるとなりますと、かなり業務とか市民サービスに支障を来してくるのではと思いますけれども。

それから、民間委託というか、アウトソーシングがありますけれども、やっぱり専門の職員がだんだん少なくなる。いろんな市民から聞かれたこと、我々もよくわからないですから、聞くことがあるんですけども、わからない職員がふえちゃって、やっぱり市の行政にとってマイナスになってくるんじゃないかと懸念するわけです。だからやみくもに人を減らす、あるいは業務で人が足りない分はパートとかでどんどんやっていくということになると、いろんな面で市民サービスや、市の発展ということも考えて、マイナスになってくるのではと思うんですが、そういう点はどういう方向で考えておみえになるのかお伺いしたいと思います。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 まず、団塊の世代の方の大量退職をどうするかということではありますが、大量に退職されましても、一定の量の新規採用というのは行ってまいります。専門職の件につきましても、本年、例えば保育士、それから消防職、保健師について採用を行っております。来年は、やはり技術職、土木系とか、建築系、こういったところの職員も採用しなければと、このように考えております。

あともう一つ、現在は、やめられる方の知識・経験を生かすということで、まだちょっと十分な検討をこれから加えなければいけないのですけれども、いわゆる再任用制度というものがあまして、現在の方ですと、3年間、希望されれば再任用ということで働いていただくことができます。こういった方の活用が1つの大きなウエートを占めてくるのではないかと考えております。ただ、きのうまで部長、課長をやってみえた方が、今度その職場へ行かれて、事務職ということで、一般の職員として働けるかということも、やはりそれなりの意識の改革が必要です。こういったところをいかにクリアしていくかということ、今年度、真剣に考えていかないとだめだと思っております。

ただ、こういった再任用制度というものがありますので、これを有効に使わない手はないと、こんなふうに考えております。こういったところで鋭意考えていきたいと思っております。

そういったものを利用して、市民サービスの低下を招かないように、それともう一つ出てきますが、職員の人材育成、レベルのアップですが、実は今、人材マネジメント委員会という委員会を立ち上げまして、人材育成について研究しております。今月中に、もう既に案はできておりますが、人材育成基本方針、これを定めたいと思っております。4月には公表をして、お示しすることができると思っておりますが、こういった人材育成基本方針に沿って、外部での研修、それから特に、大きな意義があるという内部研修、いわゆるOJTですね、オン・ザ・ジョブ・トレーニングといいますが、内部研修、いわゆる職場の先輩が見本を見せ、そして後輩を指導していくと、こういった研修に力を入れていきたいと考えております。それからさらには職員自身の意識で、やはり自分の自己研さん、これは進んでやられるように、こういった意識の醸成を図っていきたいと考えております。このようなことで、人材育成基本方針を今、もう詰めの段階といえますか、もう形ができておりますので、4月にお示しをさせていただいて、そうしたものに沿って職員のレベルアップを図って、市民サービスの低下を、市民の要求にこたえられるように、職員を育てていきたいと、考えており

ます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 具体的に、どういう部署のどういう方がどのように、というような具体的な数字で示して教えていただきたいと思うんですが。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 あらかたご説明をさせていただいたらいいんですか。

3ページをお開きください。新旧対照表でございますが、この中の、現行の制度の方が合致するかと思いますので、旧の方をちょっとごらんいただきたいと思います。

市長部局の職員から計まで表がございますが、区分に従いまして、ちょっと概略をご説明させていただきます。

先ほど申し上げました平成5年に660人の定員になっておりますので、平成5年の数値と、それから平成18年4月1日現在の数値を比較した数字をこれからちょっと申し上げます。

市長事務部局の職員の吏員が平成5年には399人でした。それが、平成18年は394人。その下のその他の職員、平成5年には52人でした。平成18年は20人となっております。

1段下がりまして議会事務部局の職員ですが、平成5年は5人でした。平成18年も同数の5人です。

その下の欄になりますが、選挙管理委員会、それから農業委員会、この職員につきましては兼務ですので省略をさせていただきまして、公営企業事務部局の職員、吏員が平成5年は23人でした。平成18年は13人、それから、その下段の教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員、これが平成5年は32人でした。平成18年も32人、同数です。

それからその下の教育委員会の所管に属する学校職員、まず教諭ですが平成5年は8人でした。平成18年7人です。その他の職員につきましては、平成5年が52人で、平成18年は5人です。

それからその下の消防部局の職員ですが、消防吏員は平成5年は74人、平成18年は76人です。その他の職員はゼロです。平成18年もゼロです。

それから、監査事務局の職員ですが、平成5年も、平成18年も3人で変わりございません。

それで、合計の数字になりますが、平成5年は648人でした。平成18年は555人です。このような状況になっております。

それで、648人が555人に減りましたわけなんですけど、これ減少数が93人、削減人数93人ですが、大まかに減ったところのご説明を申し上げたいと思います。まず、大きく出ております市長部局のその他の職員が52人から20人、32人減っております。これにつきましては、保育園の調理員のパート化とか、ごみ収集の委託化に伴い、こちらの方が全部で32人減っているということがございます。

それから、用務員の方も、老人ホームとか出張所にお見えになったわけなんですけど、これはもう平成18年にはゼロということで、用務員の方はだれもいません。

市長部局でのその他の職員が32人減という数字が出ております。

それから、教育委員会の所管に属する学校職員の欄をごらんいただきたいと思いますが、

その他の職員で52人が5人に減っております。これにつきましては、用務員の廃止も行いました。そして、一番大きなのが給食調理の委託化に伴います給食調理員の減でございます。これらをあわせまして47人の減と、こういうことでございます。

それからもう一つは水道部の所属職員が23人から13人に、10人削減しておりますが、これは従前は、工務係がございまして、管の維持管理、こういったところも直営でやっておったんですが、水道工事連の方へ委託をいたしました。それからこれは近年ですが、営業部門の料金徴収とか、こういったところの委託化を行っております、これで平成5年から平成18年にかけては、10人の減というような、こんなような状況でございます。

以上、数値でご説明させていただきました。

高間委員長 水野委員。

水野委員 ありがとうございます。消防の方にお尋ねしたいんですけど、この間、一般質問か議案質疑で国の基準を下回ってるということは聞きましたけれども、具体的にこの国の基準というのは、どういう基準で、何%まで下回っても、それは許容範囲になるのか。そういうことはわかりますか。

高間委員長 河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 国の基準と現在の人数の対象をまずさせていただきます。総数としては、国の基準は137名で、現在は、76名という状況でございます。それで、基準が示す配置に対しては、国の方は一つとして、指揮者、指揮隊については9名を配置しなさいということですけども、現実にはゼロでございます。

それから、消防単位としまして、消防ポンプ自動車、はしご自動車、それから化学消防車、それから特殊車両等については、配置人員は57名という基準であります。それに対して、私ども現在は38名でございます。

それから、救急自動車につきましては、3台あるわけですけども、そのうち27名を配置しなさいということですけども、現在は9名でございます。

それから、救助隊員につきましては、救助工作車としては15人ということですけども、4人ということでございます。

計、それらに対しては108名に対して51名という状況です。

それからあと、通信職員または庶務の職員、予防職員につきましては、通信に対しては7名が8名、それから庶務では10人、これは10人であります。

それから、予防職員ですが、10名が7名という状況でございます。

現在としては、私どもは少人数で対応しておりますけれども、各市町村の状況を見ますと、私どもと同じような状況でございます。大体周辺では、消防職員一人に対して700人ぐらいの対応人数でありますけども、現有、犬山市としては900人ぐらいの対応状態でございます。だから、今後はなるべくこれに近づくように努力はしていきたいと思っておりますけれども、以上です。

高間委員長 松田消防長。

松田消防長 追加で、少しお話しさせていただきます。

平成7年6月時点では、基準数は142という数字になっております。実態とかけ離れると

ということで、消防力の整備指針の見直しというのがなされてきてまして、平成17年には基準数128というような数字になってます。それがまた上がったというのは、事故があるということで、指揮隊の養成というのが要求されたために、9名ふえて137というような数字でございます。

また、愛知県下の状況ですと、県下の、これは基準数を求めてはおりませんけれど、大体人口に割る平均値でいきますと、県下では、消防職員一人当たりの人数が936というような数字になります。30万人以上の都市については、一人当たりの人数が1,000人以上になったりします。10万人から30万人では、918人、さらに当市のような5万人から10万人未満では758人というように、広域に組合が合意してるようなところは、一人当たりの人口は、大変少ない、対市民に対する考え方が少ないですけれど、これがまた5万人未満になりますと、もっと極端な、700人を割るような数値になります。今後、この問題は、もう少し我々も努力しないとイケない問題であるとともに、平成24年の消防広域に向かって、どう精査していくかというのが重要な観点かと思っております。そんなことでご理解いただきたいと思ます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 広域が視野に入ってきているということですが、最近、救急な人が大変多くて、救急車が来て、消防車がついて走るということで、人数が少ない中でこれは大変だと思います。そういったことで、人が足りなくて、救急に間に合わなかったということがないようにひとつお願いしたいと思ます。

以上です。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第7号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第8号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第8号議案説明)

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

水野委員。

水野委員 こういった制度、休憩時間について、我々民間ですから余り知らなかったのですが、そういう制度を、休憩時間をなくすことによって、窓口のいわゆる市民サービスですね、そういったことに支障を来すといいますが、そういったことはないのかどうなのか。それから、残業のことは質疑が多かったのですが、

それからもう一つ、就学前の子を持つ職員に、時間保障するという制度があったんですが、なかなかとりにくいというか、難しい部分もありますが、その辺、実際どうなんですかね。とりやすくなってるというか、実態はどうなのかお伺いしたいと思います。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 まず、休憩時間の関係ですが、現行、休憩時間は12時から15分、それから午後5時から5時15分という形であります。昼の休憩時間につきましては、休憩時間の12時15分から1時までと合わせてとってもらっており、昼休み実質1時間というような形で、現在させていただいております。しかし、休憩時間の廃止に伴いまして、窓口等はもちろん、全員が12時15分まで勤務となります。市民の方のご利用としては、今ですと12時から1時まででは、窓口が当番制をとってるところもありますので、少し職員人数は減るといふ形の対応でしたが、休憩時間の廃止に伴いまして、市民の方には12時15分までは全員の職員での対応となります。今よりサービスは充実すると思えます。

12時15分から1時までの休憩時間につきましても、もちろん窓口等、からになるわけではありません、交代制をとりまして、職員が窓口で必ず対応をすると、こういう体制をとっておりますので、実質上、サービス低下にはつながらなくて、さらに申し上げれば、12時から12時15分までは、確実に全職員が勤務体制についておりますので、こういった部分では、さらに今よりは充実すると、こんなふうを考えます。

もう一つの、早出をする勤務の方ですね、現在、早出をする勤務を申し出ている職員はございません。実際、現在は就学前の子に限っておるんですが、今回は小学校の児童クラブ等に託児している職員が該当してきます。今回の拡充分につきましても、犬山市の児童クラブは5時過ぎまで託児可能ですので、実際、この制度を利用しなくても、子どもさんを迎えに行くことは可能かなと、そんなふうには考えております。しかし、こういった事情が出てくるかわかりませんので、またそういった事情が出た場合には、相談に応じて、対応を図っていきたくと、こんなふうを考えております。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第8号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第9号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第9号議案説明)

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第9号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第10号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

舟橋税務課長。

舟橋税務課長 (第10号議案説明)

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第10号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第15号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿課長。

大鹿総務課長（第15号議案説明）

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

水野委員。

水野委員 手当ということでは問題ないと思いますけど、括弧書きで、わざわざ武力攻撃災害ということが入ったということで、この武力攻撃、国の法案で決まってきたわけですが、これに基づいて、国民保護協議会が設置されたと思うんですが、論議の中でこの手当という問題も論議されているということですか。それとも、国の自治法で決まったから、そのままという感じですか。その辺、わかりましたらお答えください。

高間委員長 大鹿総務課長。

+ 大鹿総務課長 お答えさせていただきますけれども、まず国民保護協議会で何を審議するかという点につきましては、これは国民保護というのが武力攻撃に対する国民、県民、市民を守るという観点から、国の役割、県の役割、市の役割を明確にするわけです。それで、市の役割といたしましては、国の指導に基づいて、犬山市が武力攻撃によって災害を受けた場合に、その避難をどういうふうにするかだとか、どこへ避難するかだとか、どういう組織でもって避難させるかということになります。これを国民保護協議会の中で審議して、国民保護計画というようなものを策定するものであり、この国民保護計画につきましては、今、委員も協議会の方でご審議いただいておりますので、県との調整も進んで、今もう成果物をつくりつつあります。今年度中には、もう議員各位にはお配りできるものというふうに考えております。

この手当につきましては、自治法の204条の中で、もう従来、地方公共団体が条例で決定して、この職員等に手当を支払わなければいけないという規定がございます。法が変わって、武力攻撃災害等保険手当を明確に規定してきたため、そこの災害保険手当の中に、災害派遣されたものに、必ず支払いますよということを明確にするために、条例を変えたというものであります。

ちなみに、手当の額なんですけれども、これは市の職員に払うものではなくして、犬山市が災害を受けた場合に、他の自治体等から派遣されて、犬山市の救援のために活動していただく職員に対して払うというものであります。

手当なんですけれども、犬山市の区域内に在住する期間が30日以内の場合に、公の施設で活動してもらった場合に1日につき3,970円、その他の施設で活動してもらった場合には

6,620円という規定が、この犬山市の条例の中でも平成9年に制定されました。それは犬山市災害応急対策または災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の中で規定してあります。それで、これをより明確にするという自治法の改正に伴って、今回改正させていただきました。

高間委員長 水野委員。

水野委員 武力攻撃云々というのは、本当にあつたら手当も何もあつたものではないわけですが、危険なのは、想定されるということですね、そのために職員や、消防職員が動員されて行くという点で問題ありということをお願いしたい。そういったことが手当までに、盛り込まれるというのは、ちょっと納得できん。

以上です。

高間委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 市民の安全・安心を確保するというのは、最大の自治体の責務だというふうに考えておるわけなんです。市民の安全・安心を確保するという観点から、他の自治体が応援に駆けつけることができるような環境整備という視点から必要ではないかということと、それから当然、国民総意をもってそういうリスクというのはないにこしたことはないんですけれども、万が一の場合を想定して、市民を守れる、そういう環境整備だというふうに理解し、条例改正等をしていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第15号議案に対する質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

再 開

午前11時15分 開議

高間委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、第18号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 (第18号議案歳入説明)

高間委員長 酒井企画調整課長。

酒井企画調整課長 (第18号議案歳入説明)

高間委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 (第18号議案歳入説明)

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 (第18号議案歳入説明)

高間委員長 和嶋収納課長。
 和嶋収納課長 (第18号議案歳入説明)
 高間委員長 河村消防庶務課長。
 河村消防庶務課長 (第18号議案歳入説明)
 高間委員長 岩田会計課長。
 岩田会計課長 (第18号議案歳入説明)
 高間委員長 長谷川議会事務局長。
 長谷川議会事務局長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 宮島秘書広報課長。
 宮島秘書広報課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 酒井企画調整課長。
 酒井企画調整課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 大鹿総務課長。
 大鹿総務課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 舟橋税務課長。
 舟橋税務課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 和嶋収納課長。
 和嶋収納課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 暫時休憩いたします。

+

午前11時57分 休憩

+

再 開

午後0時59分 開議

高間委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。
 収納課まで終わりましたが、午前中に引き続きまして、歳出の方、北折情報管理課長。
 北折情報管理課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 河村消防庶務課長。
 河村消防庶務課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 岩田会計課長。
 岩田会計課長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 野木森監査事務局長。
 野木森監査事務局長 (第18号議案歳出説明)
 高間委員長 説明は終わりました。
 続いて質疑を行います。
 ご発言を求めます。
 山本委員。

山本委員 歳入について、まず入湯税についてお尋ねしたいんですけれども、前年度が大体2,000万円弱ぐらいあったんですね、それが1,861万円ということで、130万円ほど減額になってるんですけれども、最近の傾向として、こういう方向なのかということについてお尋ねします。

それからあと、歳出につきましては、55ページ、システム開発委託料というのがあって、それが1億4,870万9,000円ということで、これは前年度と比較しますと、9,500万円ほど増額という形になります。その内訳について、なぜ増額になったのか。

それから次のページ、56ページ、負担金補助及び交付金であいち電子自治体推進協議会負担金1,487万7,000円について、この内訳についてお聞きします。

それからあと、141ページ、142ページなんですけど、消防に関することで、救急業務についてなんですけれども、交付金としては、142ページの愛知県防災ヘリコプター運営協議会負担金というのがあると思うんですよね。犬山市の場合、医療に関して見ると、やっぱり市の病院がないということで、中央病院に行く。しかし、結構ほかのところへ、名古屋の方へ転送するとか、少々機会が多いと思うんですよね。そういったときにはドクターヘリというんですか、そういうものについてのお考えがあればお示ししていただきたい。

それからあと、最後になりますけども、添付資料に181ページ、給料及び職員手当の増減額明細で、採用、退職の状況ということで、これを見ますと、採用について、前年度が32名の採用が4月1日あったんですけれど、今年度は見込みで25名ということで、7名ほど減ってるんですよね。これからどんどん退職者がふえる中で、先ほどもちょっとお話がありましたが、技能の伝承ということと、できるだけ前倒しで採用していく必要があるんじゃないかなということなんですけど、これは第4次職員適正化計画の中でのことなのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

以上です。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 それでは、私の方から入湯税についてお答えを申し上げます。

入湯税、平成18年度は1,989万2,000円計上して、前年に比べると128万1,000円ほどのマイナスとなっております。これにつきましては平成17年度に愛知県で万博が開催されまして、そのときに宿泊者数が大幅に増加いたしました。その時点で犬山市でも、3月下旬から9月までの間で5倍ぐらいふえまして、年間トータルでは3割ぐらい宿泊者数が増加しました。そんなこともございまして、平成18年度の予算についても、平成17年度もある程度低かったものですから、予算の見込みが甘かったということなんですけど、1,980万2,000円計上いたしました。しかし、今年度につきましては、特殊要因がございませんので、平成18年度の収入見込み等も勘案して、この金額を計上したということで、特に、平成17年の万博の影響で突出した部分を除いては、平年並みになっております。

以上です。

高間委員長 北折情報管理課長。

北折情報管理課長 情報管理課ですけれど、2点、55ページのシステム開発費の件ですが、確かに増額、大きく増額になっております。これは、主に医療制度改革に伴うものでござい

ます。これは新たに平成20年4月から75歳以上の高齢者を対象とした独立した保険制度の後期高齢者医療制度が創設されることに伴いまして、この制度に関するシステムを平成19年度に構築しなければいけないということで計上させていただきます。

この制度の導入に伴って、現在稼働しているシステムの中でも改修が必要になってきます。そのシステムに影響してくる、主な具体的な内容としましては、収納システム関係で、65歳以上の年金受給者から保険料が天引き、保険料が特別徴収されますので、それに対応する改修、それから住民基本台帳システムでは、住民基本台帳に後期高齢者である旨を明記する法改正がありましたので、この個別事項の修正、それから福祉医療システム関係では、乳幼児に対する自己軽減措置の拡大、通常は3割ですけれど、乳幼児は2割です。それが今現在は3歳までですが、これが就学前までになります。それから、国民健康保険システム関係では、メタボリックシンドローム、内臓脂肪型症候群予防のための特定健康診査の義務づけにより、40歳以上のデータを収集すること等、業務が発生しまして、システムの改修をします。総額9,409万4,000円が医療制度改革の構築に必要なでございます。

続きまして、56ページのあいち電子自治体推進協議会の負担金の内訳でございますが1,487万7,000円計上させていただいてますが、その内訳は、現在稼働してるシステムの運営費等の負担金としまして396万円、それから、今後開発していきます共同事業型施設の予約システムが310万7,000円、電子調査共同システムが338万1,000円、それから図書館をつないでおりますインターネットの環境整備事業で82万7,000円、それから今後想定される業務として、後期高齢者医療、今お話ししました後期高齢者医療がスタートするわけですが、その回線、新L G W A Nが360万2,000円、合計1,487万7,000円でございます。よろしく願います。

高間委員長 日比野消防署長。

日比野消防署長 それでは、141ページと142ページをお願いいたします。

山本委員からございます改正で、まずこの142ページに載ってます愛知県防災ヘリコプターの関係とドクターヘリは全く違います。ドクターヘリというのは、愛知医科大学、これは病院が行っているものでございます。医療行為を行うための救急搬送のヘリでございます。ただ、このページに載ってるのは、防災ヘリ関係で、これは災害活動全般ということで、救急搬送もしますけど、全く違うものでございます。

それで、救急の関係でいいますと、まずドクターヘリ関係でいいますと、これはドクターヘリの運用開始は平成14年1月1日から開始してます。当署のその使用状況につきましては、7件ございました。平成14年から始まって平成17年までで7件でございます。

病院関係につきましては、当市は非常に恵まれておりまして、犬山中央病院、それから隣のさくら病院、小牧市民病院ということで、ちょっとデータ持っておりますので、平成17年には、犬山中央病院で1,289件、それからさくら病院につきましては421件、それから小牧市民病院につきましては175件、それから昭和病院につきましては、76件ということで、総計1,961件ということです。

ちなみに、去年でございますけども、犬山中央病院では1,051件、さくら病院には354件、それから小牧市民病院が135件、それから昭和病院が65件ということで、中央病院が約半数

を占めています。

以上でございます。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 181ページのその他の増減分の中の採用、退職の状況というのをちょっとお願いいたします。

まず、ご理解をいただきたいのは、この欄につきましては、資料全体がそうなんですが、予算編成の考え方ということでご理解をいただきたい。また予算編成につきましては、人件費の入力が大体いつも12月に行われます。その後の退職等も入ってきます。それから一番ここで大きなのは、(注)のところに書いてありますが、採用・退職には他会計への異動分を含むということで、人事異動の関係で、人が異動してまいりますので、これは予算編成の1月ぐらいの時点での数値ということでご理解をいただきたいと思います。

32人の採用者のところ、これは昨年の考え方としましては、新採用が24人で、それから1人県から派遣職員が入るということで、もう一つ、会計間の異動の方で7人を見込んでおりまして、それで全部で32人ということで上げさせていただいています。

今年度の、平成19年度の4月1日の採用者の見込み25人につきましては、一応新規採用ということで25人を見込んだ形になっております。

この退職・採用、これはこの時点なんです、その後日づけが入っております、例えば、平成18年4月1日から12月31日までの欄を見ていただきますと、退職者5人ということで、実際に5人の職員が退職をしております。通常、12月の補正でこういった人件費の入れかえは行わせていただいておりますので、その時点で現実に合った職員の予算編成がなされるということでございます。その点、ひとつご理解をいただきたいと思います。

あと、前倒しの採用についてですが、今年度、27人の新規採用を今内定をしておりますが、この27人という数字、一般的に、多分犬山市の人数からいけば多い人数だと感じていただけたと思います。これ以上の、例えば数値の人を採用していきますと、やはりまた、30年後、40年後、退職する段になれば、やはり現在と同じような状況が生まれてきますので、できるだけ平準化を図りたいと思います。平成18年度については2人プラスという形で採用しております。今年度も既に団塊の世代の第1陣の方が退職をされます。それと、今年度勤奨退職の方が13人おいでで、こういったところも退職が重なりまして、今現在36人の方の退職があるということで、こんなような数字になっております。

この大量退職を迎えるに当たって、さらにこういった勤奨等の方がふえてきます、人事担当としては痛いところがあるんですが、やはり同じことをまた40年後に迎えないようにという意味もありまして、27人という数値です。やはり多い数字かと思えますけれども、こんな数値で対応させていただきたいと思います。

ちなみに、今年度は2次採用ということで、1月に8人また採用しまして、この27人という数字になっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

高間委員長 ほかにございせんか。

小池委員。

小池委員 歳入の方で、17ページ、個人市民税が前年度に対して本年度は6億6,202万6,000

円という増加額ですけれども、当然、定率減税の廃止で増になってると思います。その定率減税が大体どのくらいかわかればお聞かせいただけませんか。

それから、たばこ税、17ページ、去年に比べて2,551万円、これも増加ということで、去年7月に値上げがされておるわけですけれども、1箱の税率、税率改正、もう一遍ちょっと聞かせていただけないかということです。

それと、新庁舎建設の基本設計の中で話し合いをされておるんですけれども、喫煙所を各階に設けるようお願いしとるんですが、いわゆる煙吸引機、あれは一体幾らぐらいするものかわかれば、わからなければ、また調べて教えていただければいいですが、お示しをいただきたいと思います。

歳出の方は、45ページ、財産管理費の一番上の、庁舎東側の駐車場、借地料500万7,000円、これは岩田さんとかの兼ね合いがあり、契約とかそういう土地の売買が起きてくると思うんですけれども、その時点でこれはどういうふうになっていくのか、お聞かせいただけませんか。契約成立、土地売買成立か何かなった場合に。

それから、47ページの災害対策費の負担金補助及び交付金の中の一番下、防災倉庫の設置補助金として100万円、これ3倉庫分ということですが、新設されるのは、どこに新設されるかお聞かせください。

それと、48ページの報償費、さっき産業医報償金ということでしたが、もう少し詳しいこと、これから先どういうふうにお医者さんとの兼ね合いはなっていくのか、わかればお示しいただきたいと思います。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 私の方からは、個人の市民税の方の定率減税についてということとたばこ税についてお答えさせていただきます。

まず、個人市民税につきましては、定率減税が平成18年度の税制改正に伴って廃止ということになったわけなんです、これにつきましては、1億7,000万円ほどを予定しております。

それから、たばこ税の税率改正でございますが、平成18年7月に税率がアップいたしまして、1箱当たりでしますと、セブンスターで270円が300円に、30円のアップになったわけでございます。税率、1箱当たりの税率につきましては、1箱につき6円42銭税収として上がってくるという格好でございます。

高間委員長 大鹿総務課長。

大鹿総務課長 まず、新庁舎建設費の喫煙所における煙吸引機ですが、現時点では、備品等まで庁舎管理上の問題としてとらえておりませんので、具体的な数値はわかりかねます。状況といたしましては、フロイデ等に設置してあります吸引機、あれは10万円台だとか、その性能によっても変わるものです。平成19年度で庁舎の実施設計ができるので、それにあわせて考えてまいりたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

それから、現行の借地料の件でございますが、これにつきましては、平成19年度に実施設計してまいります。現行、今回も都市整備部の方で、用地買収に係るものが庁舎建設関係の話の経緯の中で、現行予算計上させていただいておりますのは、現行駐車場用地の相続評価

税額の100分の5に固定資産税だとか、都市計画税なんかをプラスしたというようなことで、契約上、月額おおむね40万円程度を想定しており、現行1年分をまずお願いするものでございます。

これは契約が成立した段階で、月額単位で減額されようかと思えます。また、増額、減額という絡みの中で、現行契約等を考えてまいりますのでよろしく申し上げます。

それからあと、防災上の視点で47ページでございますが、新たに防災倉庫を設置させていただくことで申し上げましたのは、備品購入費の75万円でございますね。これは防災備蓄倉庫を3個設置させていただくというものでございます。1個につきましては、平成18年度に総合防災訓練、呼びました村田機械ですね、あそこも避難所として提携の中で、避難所に近々に、緊急な食糧等の備蓄資材ですか、運べるように1個、あと学校、小学校等の中、もしくは避難所に備蓄倉庫が設置していないところに、それぞれの状況に合わせてあと三つ設置させていただくということを考えております。それは、備品購入費です。あと、委員ご指摘の防災用の倉庫の設置補助金については、これにつきましては、平成18年度は、西楽田団地に補助させていただきました。平成19年度につきましては、現行申し込みがありますのが、小島町です。小島町は何か大きな集会所を設置し、その中で規定に見合う防災倉庫をあわせて設置されれば、その要綱に基づいて100万円補助していきたい、そんなふうを考えております。想定しております町内は、現時点では、小島町1町内です。

以上です。

高間委員長 宮島秘書広報課長。

宮島秘書広報課長 私は、産業医についてお答えをいたします。

産業医につきましては、労働安全衛生法という法律がありまして、第13条で、常時50人以上の労働者を雇用する事業所においては、産業医を設置しなければならないということになっております。

現在ですが、犬山市において健康診断を行っております公衆医学研究所、こちらの方をお願いをしているという形になっておりますが、やはり現在、いろいろ病気、精神的にも肉体的にも、健康を崩している職員がやはり出てきており、やはり産業医という専門のお医者さんを委託すべきではないかということで、今回計上させていただきました。

産業医の役目としましては、職員の健康管理の面接指導とか、実際に市役所の職場を回っていただきまして、職場環境の維持管理、こういったところに助言をいただいたり、職員の健康相談、こういったものに応じてもらうと、こんなような職務が想定されております。月2回程度、犬山市役所の方へ来ていただいて、こういった相談等に応じていただくというようなことを考えておりますが、お医者さんにつきましては、やはり医師会の方と相談をしまして、推せんを受けて委託をしていきたいと思っております。

議員さんについてももしよろしければ相談はしていただければ、よろしくお願ひしたいと思えます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 歳入で1点。個人市民税の問題で、定率減税、それから税源移譲の両方ですが、実際、定率減税の具体的金額。今お話ありましたけれども、定率減税廃止の具体的な時期。

それから税源移譲の具体的な時期。それから、税源移譲ではどのぐらいの増収というか、ふえるかということをお聞きしたいと思います。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 2点ほどあったかと思いますが、定率減税、また税源移譲の部分の、個人市民税に伴う税源移譲につきましては、5億5,000万円ほど予定しております。それから、時期につきましては、所得税と住民税の課税の時期がずれておりますので、所得税につきましては、我々サラリーマンは源泉徴収がありますので、1月から税源移譲の分が加味された格好で1月からもうなっております。住民税に関しては、6月からの課税になりますので、6月から住民税額に反映してくるという格好になります。所得税に関しては、個人の場合は、自営業の方ですと、来年の3月の申告のときに、その定率減税が廃止した部分で申告するという格好になってございます。

高間委員長 水野委員。

水野委員 定率減税の廃止の分は……。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 定率減税につきましては、今年度の申告まで、申告期間というのがありますが、ここの所得税、平成18年分の所得税まではあると。平成19年分からはなくなるよという格好になります。ということは、住民税に関しては、6月の課税から定率減税は廃止された計算で税が計算されますということになります。

高間委員長 水野委員。

水野委員 じゃあ、6月、同期ということですね。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 定率減税につきましては6月から対象になりますし、税源移譲に関しても、6月の課税からあわせてということになります。

高間委員長 水野委員。

水野委員 税務課の所管にはならないかもしれないけれども、これによって、住民税が上がり、介護保険料とか、具体的にはどういうところに住民税の上った分が影響してくるのか税務課ではわかりますか。

高間委員長 舟橋税務課長。

舟橋税務課長 わかる範囲でお答えさせていただきますが、介護保険、国保、そういったいろんな部分の使用料というんですか、負担というものが住民税課税か非課税かという部分で決まってくるということがありますのと、同時に、一番大きいのは所得税が課税されているのかされてないかという部分があるようでございます。ですので、住民税の額の増減のランクでもって負担額が変わってくることは非常に少ないというふうには聞いております。

高間委員長 他に質疑はございませんか。

小池委員。

小池委員 50ページ、総務管理費の中の負担金及び補助金の中のコミュニティ3地区の配当割合、ちょっと聞かせていただけますか。

高間委員長 酒井企画調整課長。

酒井企画調整課長 予算上は222万2,000円ということで、城東コミュニティが46万7,800円、羽黒が63万3,500円、楽田地区コミュニティが111万9,800円。

以上です。

高間委員長 小池委員。

小池委員 これは戸数割か何かですか、人数割か何かですか、この金額の違いというのは。

高間委員長 酒井企画調整課長。

酒井企画調整課長 まず基本は、各コミュニティ単位で町内会から会費を集めております。城東地区は会費が200円です。年間200円の会費を集めてみえます。まず、基本は5万円プラス会費の200円と加入してみえる戸数、城東地区は2,089件ですので、こういう計算しますと46万7,800円。羽黒地区は会費が300円で加入戸数が1,945件。楽田地区も年会費300円で加入戸数が3,566戸という計算で、先ほど言いました助成額を決定をしているということになります。

高間委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第18号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第24号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長 (第24号議案説明)

高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第24号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第31号議案を議題といたします。

当局の説明を求めます。

暫時休憩いたします。

午後1時46分 休憩

再 開

午後1時47分 開議

高間委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

大鹿総務課長。

大鹿総務課長 (第31号議案歳入説明)

高間委員長 河村消防庶務課長。

河村消防庶務課長 (第31号議案歳入説明)

高間委員長 宮島秘書広報課長。
 宮島秘書広報課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 大鹿総務課長。
 大鹿総務課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 和嶋収納課長。
 和嶋収納課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 北折情報管理課長。
 北折情報管理課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 河村消防庶務課長。
 河村消防庶務課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 大鹿総務課長。
 大鹿総務課長 (第31号議案歳出説明)
 高間委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

高間委員長 質疑なしと認め、第31号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時00分 休憩

再 開

午後2時06分 開議

高間委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて討論を行います。

討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて採決を行います。

最初に、第1号議案を採決いたします。

第1号議案 犬山市副市長の定数を定める条例の制定についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第3号議案を採決いたします。

第3号議案 犬山市表彰条例の全部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第3号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第4号議案を採決いたします。

第4号議案 犬山市監査委員に関する条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第4号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案を採決いたします。

第5号議案 犬山市部設置条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案を採決いたします。

第6号議案 犬山市役所出張所条例等の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案を採決いたします。

第7号議案 犬山市職員定数条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

高間委員長 挙手多数。よって、第7号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案を採決いたします。

第8号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案を採決いたします。

第9号議案 犬山市職員の給与に関する条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案を採決いたします。

第10号議案 犬山市税条例の一部改正について

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第10号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案を採決いたします。

第15号議案 犬山市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正についてお諮りをいたします。

本案は原案のとおりこれを決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

高間委員長 挙手多数。よって、第15号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案を採決いたします。

第18号議案 平成19年度犬山市一般会計予算第1条の第1表 歳入歳出予算中、歳入総務委員会の所管に属する歳入、歳出 1款議会費、2款総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費、17目新しいまちづくり事業費及び3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費を除く）、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2条の第2表 地方債、第3条 一時借入金、第4条 預金債権と地方債債務の相殺、第5条 歳出予算の流用についてお諮りいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案を採決いたします。

第24号議案 平成19年度犬山市土地取得特別会計予算についてお諮りいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第31号議案を採決いたします。

第31号議案 平成18年度犬山市一般会計補正予算（第5号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 総務委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費のうち13目交通防犯対策費を除く）、8款消防費、第2条の第2表 継続費補正、第3条の第3表 繰越明許費補正中、2款総務費（介護保険システム改修事業）、第4条の第4表 地方債補正についてお諮りいたします。

本案は原案のとおりこれを決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

高間委員長 ご異議なしと認め、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました議案はすべて議了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後2時14分 休憩

再 開

午後 2 時15分 開議

高間委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これをもって委員会を閉じます。

午後 2 時15分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

総務委員長

+

本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第1号議案	犬山市副市長の定数を定める条例の制定について	平19.3.8	原案可決 (全員一致)	平19.3.9
第3号議案	犬山市表彰条例の全部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第4号議案	犬山市監査委員に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第5号議案	犬山市部設置条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第6号議案	犬山市役所出張所条例等の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第7号議案	犬山市職員定数条例の一部改正について	"	原案可決 (賛成多数)	"
第8号議案	犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第9号議案	犬山市職員の給与に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第10号議案	犬山市税条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第15号議案	犬山市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (賛成多数)	"
第18号議案	平成19年度犬山市一般会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第24号議案	平成19年度犬山市土地取得特別会計予算	"	原案可決 (全員一致)	"
第31号議案	平成18年度犬山市一般会計補正予算 (第5号)	"	原案可決 (全員一致)	"

+

+